省　令

○経済産業省・国土交通省・環境省令第一号

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十九号）の施行に伴い、第二種特定製品が搭載されている自動車の整備の際のフロン類の回収及び運搬に関する基準を定める省令及び特定解体工事元請業者が特定解体工事発注者に交付する書面に記載する事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年一月八日

経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

第二種特定製品が搭載されている自動車の整備の際のフロン類の回収及び運搬に関する基準を定める省令及び特定解体工事元請業者が特定解体工事発注者に交付する書面に記載する事項を定める省令の一部を改正する省令

（第二種特定製品が搭載されている自動車の整備の際のフロン類の回収及び運搬に関する基準を定める省令の一部改正）

第一条　第二種特定製品が搭載されている自動車の整備の際のフロン類の回収及び運搬に関する基準を定める省令（平成十六年国土交通省・経済産業省・環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（以下「法」という。）及び特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則（平成十三年経済産業省・環境省令第十三号）」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号。以下「法」という。）及びフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成二十六年経済産業省・環境省令第七号）」に改める。

第二条中「第四十条」を「第八十八条」に改め、同条第一号イ中「充てん量」を「充塡量」に改め、同条第二号イ中「移充てん」を「移充塡」に改める。

（特定解体工事元請業者が特定解体工事発注者に交付する書面に記載する事項を定める省令の一部改正）

第二条　特定解体工事元請業者が特定解体工事発注者に交付する書面に記載する事項を定める省令（平成十八年国土交通省・経済産業省・環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号。」に改める。

第二条中「第十九条の二第一項」を「第四十二条第一項」に改める。

附　則

この省令は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

○経済産業省・環境省令第一号

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十九号）の施行に伴い、並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第四条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則及び使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年一月八日

経済産業大臣　宮沢　洋一
環境大臣　望月　義夫

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則及び使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十九年経済産業省・環境省令第八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則

第一条中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改める。

第三条中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第十九条の三第三項」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第四十三条第三項」に、「第二十条の二第一項」を「第四十五条第一項」に、「第五十九条第一項から第三項まで、第六十条第一項、第七十条第一項、同条第二項において準用する第五十九条第二項及び第三項」に、「第三十四条第一項」を「第七十一条第一項」に改める。

第五条中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第十九条の三第一項」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第四十三条第一項」に、「第二十条の二第一項及び第二項、第二十二条第一項」を「第四十五条第一項及び第二項、第四十七条第一項、第五十九条第一項、第六十条第一項、第七十条第一項」に、「第三十四条第一項」を「第七十一条第一項」に改める。

第七条中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第二十二条第二項及び第三十四条第二項」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第四十七条第二項、第六十条第二項及び第七十一条第二項」に改める。

第九条中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第十九条の三第一項」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第四十三条第一項」に、「並びに第二十条の二第一項及び第二項」を「、第四十五条第一項及び第二項、第五十九条第一項から第三項まで並びに第七十条第一項、同条第二項において準用する第五十九条第二項及び第三項」に改める。

（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行規則（平成二十五年経済産業省・環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改める。

附　則

この省令は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。